

# 五木村宮園周辺地域振興計画策定支援業務委託プロポーザル募集要領

## 1 目的

五木村においては、令和5年5月に国・県・村で策定した「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画（以下、「新たな振興計画」という。）」に沿って、国・県と連携し、各分野において具体的な事業を展開している。

その中で、村の北部に位置する宮園周辺地域は、村の中心部である頭地地区と並ぶ、五木村の中核となる地域であり、五木村振興策の特に重点的な取組みとして進めていく必要がある。

これまで、宮園周辺地域については、平成23年に宮園地域振興検討会（地元検討会）と村が共同で策定した「宮園地域振興計画」に沿って様々な取組みが実施され、一定の成果はあったものの、人口減少や高齢化、さらには新型コロナウイルス感染拡大や令和2年7月豪雨災害の発生など、当該地域を取り巻く厳しい情勢の変化等により、新たな視点による取組みも必要な状況となっている。

こうしたことから、新たな振興計画では、改めて、「宮園地区などの拠点整備と賑わいづくり」を施策として掲げ、県と村が共同で、新たな宮園周辺地域振興計画の策定に向けて、令和5年11月に「宮園周辺地域振興協議会（以下、「協議会」という。）」を設立し、協議を重ねている。

本業務は、新たな宮園周辺地域振興計画（振興策の提案書）の策定に向け、地域の魅力や拠点づくりのための実証実験や令和5年度に協議会で決定した当該地域の振興策の3つの項目について具体的な協議を実施し、協議会としての振興策を取りまとめることを目的とする。

## 2 募集の内容

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名    | (R6年度)五木村宮園周辺地域振興計画策定支援業務委託                   |
| (2) 業務内容   | (R6年度)五木村宮園周辺地域振興計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 業務委託期間 | 契約締結日から令和7年3月19日までの間                          |
| (4) 予算限度額  | 6,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）                     |
| (5) 支払方法   | 業務完了後の支払いとする。                                 |

## 3 委託予定者選定方法

公募によるプロポーザル方式

## 4 参加資格等

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (2) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (3) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (5) 法人格を有しており、熊本県内に本店若しくは支店・営業所を有するもの、又は村内での打合せ及び調査等について実現可能な方法を提示できるものであること。

## 5 日程

公募開始（ホームページ掲載）	令和6年4月5日（金）
質問受付期限	令和6年4月11日（木）午後5時
書類提出期限	令和6年4月19日（金）午後5時
プレゼンテーション等の実施	令和6年4月下旬～5月上旬（予定）
選定結果通知	令和6年5月上旬（予定）
委託契約締結	令和6年5月上旬～中旬（予定）

※説明会は行わない。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、参加者に対して改めて通知する。

## 6 提案に係る提出書類

- (1) 提出書類
  - ① プロポーザル参加申出書（第1号様式）
  - ② 会社概要書（第2号様式）
  - ③ 企画提案書（任意様式）
  - ④ 参考見積書（任意様式）
  - ⑤ 定款又は寄付行為
  - ⑥ 登記簿
  - ⑦ 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (2) 提出部数     ①・②・⑤・⑥・⑦ 1部、③、④ 10部
- (3) 提出期限     令和6年4月19日（金）午後5時
- (4) 提出方法     持参または郵送（必着）
- (5) 提出先       五木村役場ダム対策課  
〒868-0201 熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地 2

## 7 質問及び回答

### (1) 質問受付

本実施要領及び仕様書に関する質問は、質問書(第3号様式)を電子メールで提出すること。電子メールの件名を「プロポーザル質問(事業者名)」とし、送信した後に、次の担当に受信確認の電話をすること。

ア、受付期限：令和6年4月11日(木)午後5時(必着)

イ、提出先：五木村役場ダム対策課 担当：川口

E-mail：t-kawaguchi@vill.itsuki.lg.jp 電話：0966-37-2212

### (2) 回答

質問に対する回答は、質問者のほか、プロポーザル参加申出書を提出したもののへメールで回答する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に係るものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 8 企画提案書の審査

### (1) 第1次審査

プロポーザル参加事業者が3者を超えた場合は、提出された書類を基に、別紙「プロポーザル審査基準(以下、「審査基準」という。)」により、評価項目及び評価内容の審査を行い、上位3者を選定する。審査結果は参加者全員に通知し、第1次審査合格者には、プレゼンテーションの日時も併せて通知する。

### (2) 第2次審査

ア 第1次審査合格者を対象に別紙「審査基準」によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

イ 第1次審査合格者のうち、別紙「審査基準」により評価点数の合計が最も高い提案をしたものを契約候補者として選定する。

ウ 最高得点が複数の場合は、別紙「審査基準」項目1、2、4の評価点数の小計が高いものを契約候補者として選定する。

エ ウの評価点数が同点の場合は、参考見積金額の低いものを契約候補者とし、それでも同点の場合は、くじにより契約候補者として選定する。

### (3) 審査基準

別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

### (4) プレゼンテーション

ア 実施日、会場、集合時刻等については、別途電話または電子メールで通知する。

#### イ 実施方法

① プレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は10分以内を予定する。

② パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合は、各事業者でパソコンやプロジェクター等の機材を用意すること。

③ 大型モニター及びスクリーンは、本村が用意する。

④ プレゼンテーションは非公開とする。

#### ウ 留意事項

プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、公共交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

### 9 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加者が委託業者としてふさわしくないと村長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと村長が認めたとき。

### 10 契約の締結

- (1) 契約候補者と契約に向けた協議を行うものとする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに次に掲げる事由に該当する場合は、契約候補者の次点者を繰り上げ、契約に向けた協議を行うものとする。
  - ア 「4 参加資格」に該当しなくなった場合
  - イ 「8 失格・無効」に該当する場合
  - ウ その他事故等の特別な事由等で、契約等が不可能と本村が判断した場合
- (3) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本村と契約候補者との協議により追加、変更及び削除を行った上で、提案限度額の範囲内で契約に反映させることができるものとし、契約候補者が履行の義務を負うものとする。

### 11 留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、五木村情報公開条例（平成18年条例第3号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (6) 提出書類は原則返却しない。

- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本村が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類に記載された担当者等は、本村がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (10) プロポーザル方式の参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届書（第4号様式）を提出すること。

## 12 事務局

五木村役場ダム対策課 担当：川口

電話：0966-37-2212

E-mail：t-kawaguchi@vill.itsuki.lg.jp

別紙 プロポーザル審査基準

・第1次審査

項目		観点	配点
1	形式評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕様書の内容に沿った提案となっているか。</li><li>・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。</li></ul>	20
2	内容評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。</li><li>・提案内容、実施手順及びスケジュールは実現可能なものか。</li><li>・見積金額は適正か。</li></ul>	30
合計			50

・第2次審査

項目		観点	配点
1	現状把握・反映	・当該地域及び本村の特性・課題、当該地域の目指す姿の実現に向けた取組を把握・反映して提案しているか。	20
2	業務遂行技術力	・業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置されているか。 ・同種又は類似業務の実績やノウハウはあるか。	20
3	計画の妥当性	・スケジュールが適切かつ実現可能な行程か。 ・令和5年度の当該協議会の中間とりまとめを踏まえ、有効な考え方や具体的な手法について優れた提案がなされているか。	20
4	表現力、熱意等	・企画提案書は、業務内容を把握し、必要事項を網羅しているか。 ・プレゼンテーションは、企画提案書の記載内容を逸脱していないか。 ・プレゼンテーション・質疑応答は、分かりやすい説明か。 ・業務に対する取組み意識が高く、熱意が感じられるか。	30
5	見積金額	・積算内訳は、予算の範囲内で、適正に算出されているか。	10
合 計			100